

入札説明書

「令和8年度給食室雑排水槽等清掃及び汚泥等運搬業務委託」

令和8年2月18日公示分

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和8年度給食室雑排水槽等清掃及び汚泥等運搬業務委託

(2) 履行場所

川崎市立学校等

(3) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 概要

給食室内から学校敷地内の最終排水管（埋設管）までの排水経路上に存在する排水関連施設内部付着物の高圧洗浄による除去及びグリストラップ、排水槽、排水ポンプ槽に堆積している汚泥、グリス等のバキュームによる汲み出し収集並びに産業廃棄物処分施設までの運搬業務を委託します。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「屋外清掃」種目「汚水処理施設清掃」で登録されていること。
- (3) 汚泥等の積出地及び運搬先自治体における、「汚泥」及び「廃油」の産業廃棄物収集運搬業の許可を有していること。
- (4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望するものは、次により競争参加申込書を提出しなければなりません。

提出された競争参加申込書等を審査した結果、当該業務の入札に参加することが認められた者に限り、入札に参加することができます。競争参加申込書等は、3（1）の場所で配布します。また、川崎市教育委員会ホームページの「令和8年度給食室雑排水槽等清掃及び汚泥等運搬業務委託受託事業者公募」（<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000183996.html>）において、ダウンロードすることができます。

(1) 配布、提出場所及び問合せ先

〒210-0005 川崎市川崎区東田町5番地4 川崎市役所南庁舎7階

川崎市教育委員会事務局健康給食推進室〔小学校給食〕 担当 植松

電話：044-200-3894（直通）

FAX：044-200-1810

E-mail：88kyusyoku@city.kawasaki.jp

（ただし、本メールアドレスに電子メールを送信する場合は必ず開封確認メッセージを要求してください。）

(2) 配布・提出期間

令和8年2月18日(水)から令和8年2月25日(水)までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。

(3) 提出方法

持参又は書留郵便とします。ただし、書留郵便による場合の提出期限は、令和8年2月25日(水)午後5時までの必着とします。

(4) 提出書類

ア 競争参加申込書

イ 汚泥等の積出地及び運搬先自治体における、産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し「汚泥」及び「廃油」の収集運搬業務許可が分かるものを提出してください。許可証の更新手続をしている場合は、更新手続に関する書類の写しを提出してください。

(5) その他

ア 提出された競争参加申込書等は返却しません。

イ 提出された競争参加申込書等の差し替え又は再提出は認めません。

ウ 競争参加申込書等に関する問合せ先は、上記(1)の場所とします。

4 資料の縦覧

3(1)の場所、3(2)に期間で縦覧に供します。

5 競争入札参加資格確認通知書の交付

上記3により競争参加申込書を提出し、当該業務の入札に参加することが認められた者には、令和8年2月27日(金)までに競争入札参加資格確認通知書を交付します。

また、競争入札参加資格があると認められた者には、仕様書等も併せて交付します。交付は、令和7・8年度川崎市業者委託有資格業者名簿に登録の電子メールアドレスにメールで送信します。

6 仕様に関する問合せ先

(1) 質問

次により、仕様書の内容に関して質問することができます。

なお、仕様書の内容以外についての質問は受け付けません。

質問することができる方は、入札参加申込みを済ませた方に限ります。また、入札参加者以外へは回答しませんので御注意ください。

ア 問合せ先

入札説明書に添付の「質問書」にて受付けます。メール・FAXで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。

イ 質問受付期間

令和8年2月27日（金）～令和8年3月5日（木）

（土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除く。）

午前8時30分～正午、午後1時00分～午後5時00分

(2) 回答

ア 回答予定日 令和8年3月10日（火）まで

イ 回答方法

入札参加者から質問があった場合、競争入札参加資格があると認められた入札参加者に対して電子メールで回答します。質問がなかった場合には、連絡はいたしません。なお、回答後の再質問は受け付けません。

7 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められたものが、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加資格申請について、虚偽の申請をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札・開札の場所及び日時

ア 日時 令和8年3月13日（金）午前10時45分

イ 場所 川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所南庁舎 7階会議室

(2) 入札の方法・金額等

ア 所定の入札見積書及び入札内訳書により入札してください。

代表者以外の方が代理で入札する場合には、委任状の提出、及び入札見積書・入札内訳書に代理人氏名の記載と代理人の押印（委任状に押印したものと同一もの印鑑）が必要です。また、入札見積書・入札内訳書には、住所、商号又は名称、代表者の役職及び氏名を明示し、本市の業者登録に使用した印鑑による押印をしてください。

イ 入札見積書の入札金額は、「給食室内を含む排水関連施設清掃（計画実施）」及び「給食室内を含む排水関連施設清掃（緊急実施）」「グリストラップ等屋外排水関連施設清掃（緊急実施）」の単価に、想定回数を乗じた金額の合計を記載してください。なお、計算方法は次のとおりとします。

（「給食室内を含む排水関連施設清掃（計画実施）」の見積単価×想定回数）＋（「給食室内を含む排水関連施設清掃（緊急実施）」の見積単価×想定回数）＋（「グリストラップ等屋外排水関連施設清掃（緊急実施）」×想定回数）

※消費税及び地方消費税を含まない金額を記載してください。

※想定回数はあくまで想定であり、当該数量を保証するものではありません。

※各業務項目の見積単価には、契約期間内のサービス提供及びサービス導入に際して必要となる各種作業等に係る一切の費用を含め見積るものとします。

(3) 入札保証金

川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者、又は、本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とします。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得第7条に該当する入札は無効とします。

(6) 入札及び開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委任を受けた書類（委任状）を事前に提出しなければなりません。

また、入札場所に入場するときに、「競争入札参加資格確認通知書」の提示を求められる場合がありますので、必ず持参してください。

(7) 再度入札の実施

落札者がいない場合は、ただちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者を除きます。

9 契約手続等

(1) 契約保証金

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにもかかわらず契約を締結しなかった者、又は、本市と契約を締結したにもかかわらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」 (<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>) の「契約関係規定」において閲覧することができます。

10 その他

- (1) この公表に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。
- (2) 当該契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) その他問合せ窓口は3 (1) に同じです。
- (4) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における本調達に係る予算の議決（令和8年3月頃）を要します。